

令和3年度 中野市予算編成方針

1 国の動向

国の「経済財政運営と改革の基本方針2020」では、新型コロナウイルス感染症拡大による経済への影響は甚大であり、これまで経験したことのない、正に国難ともいべき局面に直面しており、日本経済は極めて厳しい状況にあるとし、感染症や自然災害から国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜くための対応、「新たな日常」の実現に取り組むとしている。

2 本市の財政状況

歳入の根幹となる市税においては、感染症の影響による景気の落ち込みから、市民税の課税額は減少が見込まれ、固定資産税も減免措置が講じられたことなどを踏まえ、大幅な減収が予想される。普通交付税においては、感染症の影響により原資となる国税4税が減収すると見込まれ、また令和2年度で本市の合併算定替えの特例措置が終了することにより、こちらも減少が予想される。

歳出については、全国的にみられる社会保障関連経費の増加や、市民会館のリノベーション事業、公共施設の長寿命化等の経費が見込まれている。これらの要因は、近年の予算編成でも影響が大きく、財源を確保するための基金の取崩額や市債の発行額が増加傾向となっている。

3 基本的姿勢

感染症拡大に伴う影響を受ける中、地域の経済活動を支え、地域資源を有効に活用する施策を最優先とし、元気な中野市の実現に向けた予算編成に取り組むものとする。また、所掌事務を行うに当たっては、高品質の行政サービスを低コストで提供することはもちろん、施策遂行に対する市民の満足度の向上にも心掛けることとする。

(1) 地域経済の回復と強靱化

事業者が事業を継続する、市民の安定した雇用と安心した暮らしを守る施策を引き続き展開し、地域経済の速やかな回復を図るとともに、感染症が拡大しても強い経済活動を維持できる構造づくりに努める。

(2) 部局間等の連携による総合的な事業の展開

市の現状や市政全体を視野に入れた施策を展開するため、必要に応じ部局間の連携の下、より効果的な事業に取り組む。また、類似・重複する事業や行政サービスは統合し、効率化に努める。

(3) 効率的な行財政の運営

限られた経営資源（人、金、もの）を効率的に活用し、知恵を活かし工夫を凝らした行財政改革に取り組むため、費用対効果の検証、アウトソーシング等による行政組織のスリム化などを進める。また、既存事業の目的や成果を厳しく見極め、目的を達成している事業、成果向上につながらない事業、時代潮流を捉えていない事業は廃止する。

(4) 市民への説明責任と共有

職員は、市民要望の全てを実現できる財政状況ではないことを理解し、市民一人ひとりに説明できるよう、本市の財政状況の認識を深める。また、市民や関係団体等の要望や意見を予算に反映させるときは、市の財政状況や予算編成の方針を共有する。

(1) 歳入に関する事項

- ① 地方税法などの法令や中野市債権管理条例に基づき、債権を適正に管理し、公正かつ公平な市民負担の確保を図るとともに、収納率の更なる向上を図るため、中野市公金収納推進本部での連携を密にして、未収金の縮減に努める。
- ② 国庫・県支出金については、国の概算要求のみならず、経済対策による補正予算や制度改正などの動向にも注視してその確保に努める。
- ③ 平成31年2月に施行した「受益者負担の適正化に関する指針」に即した料金を徴収することとし、料金等を減免するときは同指針で示す統一基準より判断する。
- ④ 市債の発行に当たっては、原則として地方交付税措置のある有利な市債を活用するとともに、発行額は、臨時財政対策債を除き、公債費の元金償還額以内に抑制し、将来の負担となる償還残高の縮減に努める。

(2) 歳出に関する事項

- ① 常に法令を順守するとともに、理事者からの指示事項や前年度までの予算査定での指摘事項を踏まえた内容とし、監査委員からの指摘事項、市議会からの要望事項についても十分に検討したうえで要求する。
- ② 各課等の要求額は、「令和3年度予算編成シーリングルール」に基づき配分された一般財源内に収める。また、繰越しの常態化、年度末の集中執行、多額の不用額の発生などにならないよう、当年度の適正な時期に執行できる範囲内とする。
- ③ イベントについては、開催の意義とその成果を考え、開催時期の重複や類似のイベントがある場合、集客が減少傾向にある場合は統合、廃止等の見直しを行う。

- ④ 公共施設の管理運営経費については、利用者から徴収する使用料に影響することから縮減に努め、「中野市公共施設等総合管理運営計画」及び「中野市公共施設最適化計画」に基づき適正な維持管理に努める。
- ⑤ 負担金、補助金等については、「負担金、補助及び交付金の交付に関する指針」及び「中野市補助金等交付規則」に従い執行する。特に、外郭団体や財政支援団体等の運営補助金については、団体の自主性・独立性の観点から原則廃止とし、事業費補助金に転換する。

(3) 特別会計、企業会計に関する事項

- ① それぞれの設置目的を踏まえつつ、一般会計と同様に、事業内容や最近の決算状況などを精査し事業の必要性、緊急性等を十分に検討するとともに、独立採算制の原則により収入の確保に図る。
- ② 一般会計からの繰出金、負担金等の額は、一般会計の予算編成に多大な影響を及ぼすことから、それぞれの繰入基準の範囲内に収めるとともに、可能な限り圧縮に努める。

6 予算要求方法

本方針を踏まえ、通年予算として年間を通じた所要額を別紙「令和3年度予算要求基準」により要求する。

なお、国・県支出金の伴う予算については、令和3年度の仕組みが判明しているものを除き、現行制度を前提とした要求も可とする。